

中津市監査委員告示第 17 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政支援団体監査の結果を 別紙のとおり公表する。

令和3年9月28日

中津市監査委員 恒賀 愼太郎

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間	
中津市土地開発公社		中津市が出資した左 記団体の令和2年度 (令和2年4月1日~ 令和3年3月31日) における出納その他の 事務	令和3年8月6日 ~令和3年9月2 8日

2. 監査を実施した監査委員 恒賀 愼太郎

3. 監査委員の除斥

監査委員岡雅一は、令和3年6月24日より中津市土地開発公社の 監事であることから、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥 とした。

4. 監査の方法

監査にあたっては、監査対象の出資団体及び所管する部課に係る出納 その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査 及び関係者からの説明聴取により実施した。

5. 監査の着眼点

出資団体における出資金の管理は適切か、設立目的に沿った事業経営が行われているか、決算諸表等は法令に準拠して作成されているか、関係帳票の整備記帳は適切か、また、領収書等の証拠書類の整備保存は適切か、定款並びに経理規程等は整備されているか、出資団体への指導監督は適切に行われているか等に重点をおき監査を実施した。

6. 監査の結果

出資団体における出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、 以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年 10月5日(火)までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は出資団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課においても今後の事務処理に万全を期し、より適切な指導監督に努められたい。

【中津市土地開発公社】

- (1) 補助金等名 出資金
- (2)所管部局・課 総合政策課 まちづくり推進室
- (3) 財政援助の目的

市が必要とする公有地となるべき土地等の取得、管理及び処分を行うことを目的に設立された中津市土地開発公社の運営を補助するため、公有地の拡大の推進に関する法律第13条の規定に基づき出資をしている。

(4)事業の概要

I. 事業費 721,990,619円

Ⅱ. 事業内容

中津市土地開発公社は、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分を行っている。

Ⅲ. 財政援助額 出資金 5,000,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①中津市土地開発公社処務規則第10条第1項に定める役員報酬については、別に定める「中津市土地開発公社の監事の報酬に関する規程」に基づき監査業務に対する監事への報酬が適切に支払われている。一方で、同条第2項に定められる費用弁償については、同監査業務の際には支払われていない。

市職員以外の役員については、状況に応じ中津市職員等の旅費に関する条例の規定に基づく交通費の費用弁償を支払うべきではないか。

②預金通帳及び定期預金証書並びに公社印等の印鑑については、中津市が示す「公金の取扱い等にかかる指針」に従い、施錠可能な保管場所において適切に管理されている。

ついては、更に安全な保管管理を行うため、1年間は取り扱うことのない定期預金証書については会計課重量金庫での保管を行うよう検討を求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(要望事項)

①米山公園用地取得造成事業は平成6年度に市の都市計画課(当時)より委託された公有地取得事業である。

取得した用地は平成10年度以降市による一部買戻しが進められたものの、その間の土地利用計画見直し等の政策転換により、24,643.28㎡が残地として保有されたままにある。

これには定期的な草刈り等の維持管理費を負うだけでなく、地元においても未活用の土地は地域振興に寄与しないばかりか、地域の安全にも不安を与えかねません。

中津市の都市計画を司る貴課におかれては、所管する中津市土地開発公社との連携を密にし、残地が有効活用される方策を導かれるよう一層の努力を望みます。